

いじめの防止等のための基本的な方針

平成 26 年 5 月
(平成 30 年 4 月改定)
(平成 30 年 7 月改定)

富士市立吉永第二小学校

－ はじめに －

「いじめは、どのような理由があろうとも、許されない行為である。」

このことを誰もが分かっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が、全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。

いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成 25 年 9 月には、社会総がかりでいじめの問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。

これまでも、「いじめ問題への取組(富士市版)」を策定し、いじめの問題の克服に向けて取り組んできましたが、このたび、いじめ防止対策推進法に基づいて、国や県が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、「富士市いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

富士市の基本的な方針は、いじめの問題への対策を、子どもを含めて社会総がかりで進め、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、家庭や地域・関係機関の連携等をより深めるため、基本的な考え方や組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用についてまとめています。

本校においては、「富士市いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめ問題への取組(富士市版)」も参考にしながら児童や地域の実態を鑑み、より実効性のある「いじめ防止等のための基本的な方針」を、平成 26 年 5 月に策定しました。その後、富士市と富士市教育委員会では、平成 29 年 4 月の文部科学大臣決定による「いじめ防止等のための基本的な方針」改定に伴い、いじめ防止対策推進法第 12 条に基づいて、「富士市いじめ防止基本方針」を平成 30 年 3 月に策定しました。これを受けて、今回、本校の「いじめの防止等のための基本的な方針」を見直し、平成 30 年 7 月版として策定しました。

平成 30 年 7 月

目次

はじめに

第1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

- 1 いじめの定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 いじめの理解・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 基本的認識・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2 推進体制

- 1 学校いじめ対策組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 本校の対策組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (2) 年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組・・・・ 3
- 2 いじめが起こった場合の組織的対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (1) 学校のいじめに対する措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - (2) 校長及び教員による懲戒・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (1) いじめの重大事態の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (2) 重大事態への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 教育委員会や関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (1) 教育委員会との連携について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

第3 いじめの未然防止

- 1 いじめの未然防止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 学校の未然防止に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (1) 道徳教育等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (2) 子どもの自主的活動の場の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (3) 教職員の資質向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (4) 特に配慮が必要な児童への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - (5) 学校評価の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 3 保護者や地域への働きかけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

第4 早期発見

- 1 「いじめは見えにくい」の視点に立って・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

2	早期発見のための手立て	11	
3	相談しやすい環境づくり	11	
第5 早期対応			
1	いじめ対応（当日）の基本的な流れ	13	
2	いじめの発見・通報を受けたときの対応	13	
3	いじめが起きた場合の対応	14	
第6 ネット上のいじめへの対応			
1	ネット上のいじめとは	17	
2	未然防止	17	
3	早期発見・早期対応	18	
第7 いじめの解消			20

第1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめをなくしたい」

子ども、保護者、教職員、地域住民等、全ての人の願いです。

いじめをなくすためには、基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。また、いじめには様々な表れがあることに気をつけて、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することも必要です。

2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる、仲間はずれ、無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。「暴力を伴わないいじめ」によって、実際に被害が発生している場合があります。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（嫌が

らせ・いじわる・仲間はずれ・無視・陰口等) について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、いじめられた経験を全く持たなかった子どもは1割程度、いじめた経験を全く持たなかった子どもも1割程度であり、このことから、多くの子どもが入れ替わり、いじめられる側やいじめる側の立場を経験していると考えられます。

加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属する集団において、規律が守られなかったり問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見て見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気をつける必要があります。

3 基本的認識

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。また、保護者も同様に苦しんでいます。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

第2 推進体制

学校は校長のリーダーシップのもと、協力体制を確立し、学校の設置者（富士市）とも適切な連携の上、実情に応じた対策を推進していきます。

本校は、国及び県及び富士市のいじめ防止基本方針を参考にして、学校の実情に応じて、「いじめの防止等のための基本的な方針」（本冊子）を定めました。

また、今後ホームページ等で公表するとともに、いじめの防止等への取組を充実させるために、定期的に内容を点検して、適宜基本方針の見直しを検討していきます。

1 学校いじめ対策組織

（1）本校の対策組織

本校は、いじめの防止等の中核となる常設の組織（「いじめ対策委員会」）を設置します。

いじめ対策委員会・・・学校が組織的にいじめの問題に取り組むための中核的役割	
構成員	校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭
必要に応じて参加	主幹教諭・教務主任、該当クラスの担任、教科・縦割り集団等関係する教職員、 外部専門家・関係機関（協力を求める） スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、 指導主事、こども家庭課、児童相談所、富士警察署、医療機関、医師、教員経験者、警察官経験者 等
内容	情報の収集、記録、共有や取り組みの企画立案 ※ いじめ事案発生時は、緊急会議を開いて協議

（2）年間計画に位置付けておくいじめ防止のための取組

- ・年度初めの職員会議で、学校いじめ防止基本方針を確認するとともに、生徒指導の方針や指導計画等を提示し、全職員で共通理解を図ります。
- ・定期的な「児童情報交換会・いじめ対策委員会」（年 10 回）を行い、学校全体でいじめやいじめの疑いに関する情報を共有し、具体的な未然防止策や対応策について共通理解を図ります。
- ・子どもに対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査（3回）を行い、情報収集に努めていきます。いじめやいじめの疑いがある場合には、臨時に実施します。アンケートの形式は、児童が記入しやすい方法を検討する等、工夫が必要です。実施したアンケートは、卒業後3年間保存することが原則です。

- ・学級担任による定期的な教育相談を実施します（年2回）。また、スクールカウンセラー（以下、SC）による教育相談を実施します。（月1～2回：希望者）教育相談は、子どもだけでなく、保護者、教職員に対しても相談を行います。さらに、心理、福祉に関する専門家の協力を得て、子ども、保護者、教職員に対する相談体制をさらに整備していきます。
- ・SC、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）等、専門家を入れた校内研修を実施します。

2 いじめが起こった場合の組織的対応

（1）学校のいじめに対する措置 ※ P. 5、組織的対応図を参照

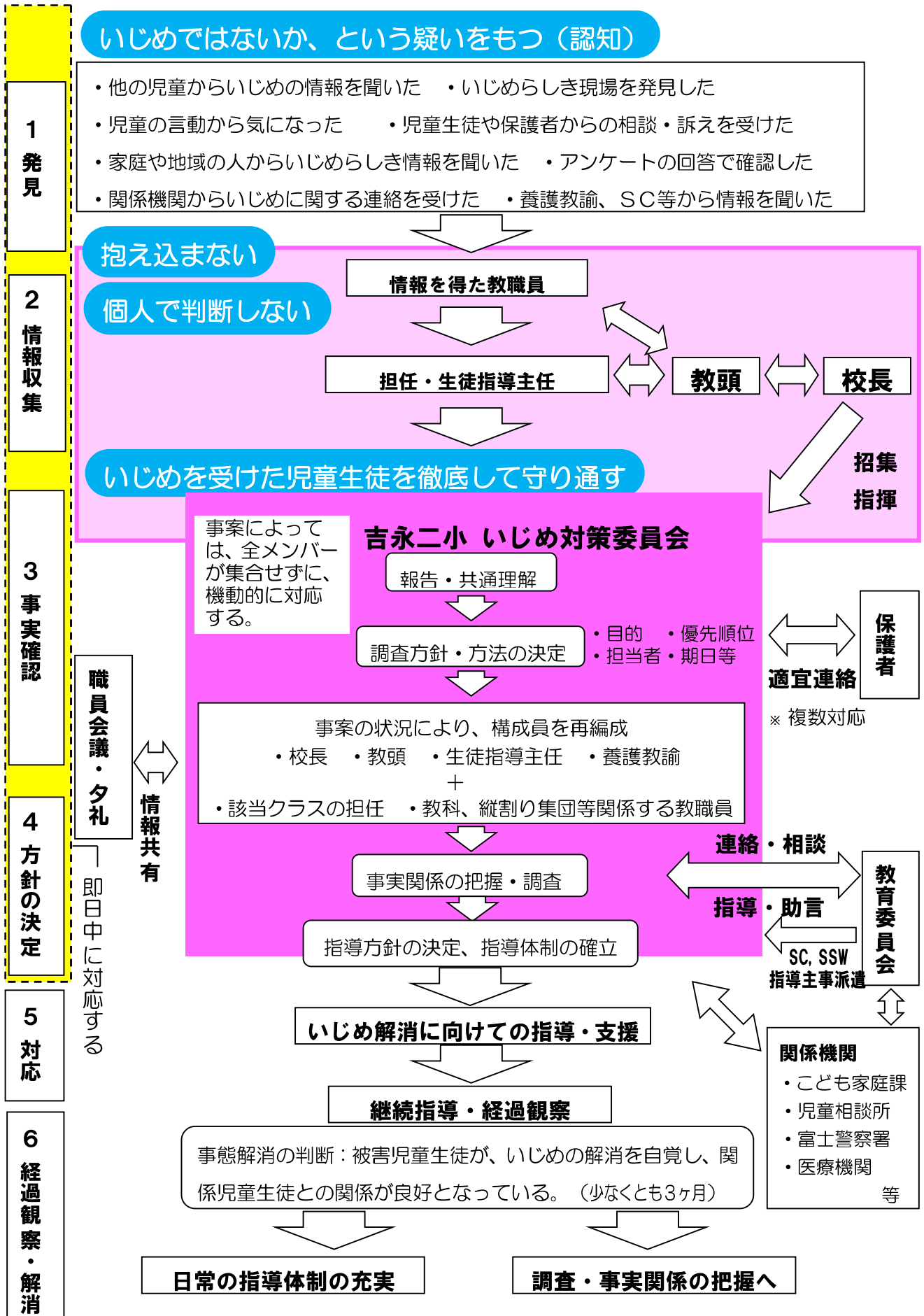
- ・いじめの相談を受けたり、子どもがいじめを受けていると思われたりするときは、すぐに事実確認を行います。
- ・いじめが確認された場合は、直ちにいじめをやめさせ、再発防止のため、組織を活用して、いじめを受けた子どもとその保護者に対する支援、いじめを行った子どもとその保護者に対する指導、助言を継続的に行います。（必要に応じて心理、福祉等に関する専門家の協力を得る）
- ・いじめの状況によっては、いじめを行った子どもの学習を、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにしていきます。
- ・いじめを受けた子どもの保護者といじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることが極力起きないように、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応します。また、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報するなど、適切な援助を求めて対応します。
- ・いじめの相談を受けた場合には家庭や地域等と連携し、いじめを受けた子どもといじめについて報告した子どもの立場を、学校として絶対に守っていきます。

（2）校長及び教員による懲戒

校長及び教員は、いじめを行った子どもに対して、教育上必要があると認めるときは、人格の成長を促すため、適切に、懲戒を加えることがあります。

- ※ 懲戒... 校長又は教員が、児童の自己教育力や規範意識の向上を期待して、教育上必要であると認めるときに加えるもの（体罰ではない）

組織的対応



3 重大事態への対応

「重大事態」が発生した場合は、その疑いがある場合も含めて、教育委員会へ報告することが義務付けられています。

(1) いじめの重大事態の定義

次のア、イに該当する事案が発生したときには、重大事態と判断し、調査・報告に当たります。

ア 生命心身財産重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第1号）

いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ 不登校重大事態（いじめ防止対策推進法第28条第1項第2号）

いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

また、被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要があります。

(2) 重大事態への対応

いじめ重大事態への対応は、「いじめ防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日：文部科学大臣決定、最終改訂：平成29年3月14日）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月：文部科学省）「不登校重大事態に係る調査の指針」（平成28年3月：文部科学省初等中等教育局）等に基づき、以下のような流れで、学校、教育委員会が連携して行います。

重大事態対応の流れ

教育委員会への報告

・学校は、次の事態が起こった場合、速やかに教育委員会へ報告します。

ア 「生命心身財産重大事態」が起こった場合

イ 欠席期間が30日に至らなくても、いじめが要因となり連続して欠席している場合

ウ イの後、「不登校重大事態」に至った場合

エ 児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあった場合

調査主体の判断

重大事態についての調査を、学校が主体となつて行うか、教育委員会が主体となつて行うかの判断は教育委員会が行う。

学校が調査主体の場合

- ・学校いじめ対策組織に、指導主事、SSW、学校評議員、PTA代表等の学校教職員以外の委員を加え、公平性・中立性の確保に努めた構成で、調査を行う。
- ・教育委員会は、学校に対して必要な支援を行う。

教育委員会が調査主体の場合

- ・原則として条例により設置した「富士市いじめ問題対策推進委員会」が調査を行う。
- ・学校と教育委員会は、積極的に資料提供をするとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

↓
・いずれの調査主体となった場合も、学校及び教育委員会は、重大事態の調査に積極的に協力する。

いじめを受けた児童生徒及び保護者への説明・報告



調査対象者及びその保護者への説明・報告



市長及び教育委員への説明・報告等



調査結果を踏まえた必要な措置

学校が調査主体の場合、学校が行う

教育委員会が調査主体の場合、教育委員会が行う

————— 教育委員会が行う

————— 学校と教育委員会が連携して行う

4 教育委員会や関係機関との連携

学校においていじめを把握した場合は、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決へ向けて連携を図って対応していく必要があります。

(1) 教育委員会との連携について

- ・「即時に解消したいじめ」「軽微ないじめ」等のいじめの状況についても、毎月提出する「児童生徒の問題行動等の調査」（以下「月例報告」という。）に含めて報告します。
- ・以下のような事案については、月例報告を待たずにすぐに教育委員会に報告します。
 - ア 重大事態（P. 6 **教育委員会への報告** ア～エ）
 - イ 暴力を伴うなど被害が大きいいじめ
 - ウ 被害児童にとって深刻ないじめ
- ※すでに教育委員会に報告してある事案についても、全て月例報告に含めて報告します。
- ・必要に応じて、指導主事、SC、SSW等を学校に派遣してもらいます。また、こども家庭課や富士児童相談所、富士警察署、医療機関との連絡・調整も行ってもらいま

す。複雑な事案等については、指導主事等に出向いてもらい、直接指導・助言を行うようにしてもらいます。

- ・児童生徒や保護者に、いじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット等を配布するなどして周知していきます。



第3 いじめの未然防止

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められています。社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていかなければなりません。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校のみだけでなく、家庭や地域の力も借りて、社会総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

1 いじめの未然防止 ―健やかでたくましい心を育む―

乳幼児から青年へと育つ中で、子どもは家庭や様々な集団において、ありのままを受け止めてくれるような関わり合いを通して、自分だけでなく他人の理解をも深め、よりよい人間関係をつくり上げていきます。この育ちにおいて、学校のあらゆる教育活動と社会全体で、子ども一人一人の自分を大切に思う気持ち（自尊感情や自己有用感）を高め、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）をじっくりと育て、健やかでたくましい心を育むことが、いじめのない社会づくりにつながると考えます。

健やかでたくましい心を育むためには、家庭、地域、学校それぞれが連携して、子ども自身の自立をめざすことが大切です。子どもの発達に合わせて子どもを理解し、子どもの思いを子どもの立場に立って受け止め、その子のよさや可能性を認める姿勢を持ち、子どもとの信頼関係をつくり上げていくことが、子どもが自分を大切に思う気持ち（自尊感情・自己有用感）を高め、よりよい自分を目指していこうとする望ましい成長を支えます。そして、周りの大人が温かく見守る中で、様々な経験を積み重ね、優しさや厳しさなどを学び、社会の一員として自立していきます。

家庭においては、子どもとの関わりや対話を大切にすることが重要です。子どもをありのままに受け止め、子どもが安心感や信頼感で満たされるよう努めていくことが大切です。地域においては、きまりを守ろうとする意識（規範意識）や互いを尊重する感覚（人権感覚）を育てる場として、地域住民が連携して、子どもを温かく、時に厳しく見守っていく必要があります。

学校においては、子どもと教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努めることが求められています。学級活動や道徳の時間を活用し、子ども自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育てていく必要があります。

家庭、地域、学校は、いじめの防止等に向けて、それぞれの役割を自覚し、責任を遂行するように努めることが大切です。

2 学校の未然防止に向けた取組

(1) 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、道徳の授業を充実させるだけでなく、学校の教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図っていきます。

(2) 子どもの自主的活動の場の設定

学級活動や児童会活動、行事など、子どもが自主的にいじめについて考える機会を設けていきます。

(3) 教職員の資質向上

教職員に対し、事例検討などの研修を計画的に行っていきます。また、教育委員会から出されている「いじめの問題への取組に関するチェックポイント」「教職員のいじめ対応チェックリスト」「いじめ発見のチェックポイント」の資料を活用し、いじめへの意識を高めていきます。

(4) 特に配慮が必要な児童への支援

特に配慮が必要な児童には、日常的に特性を踏まえ、集団指導を進める中での「個別支援」を、保護者と連携して行っていきます。その際、周囲の児童に対する必要な指導も、併せて行っていきます。また、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、生活づくり・授業づくりにも取り組んでいきます。

(5) 学校評価の活用

学校評価では、「学校が楽しい」「みんなで何かをするのは楽しい」「授業に主体的に取り組んでいる」「授業がよくわかる」等の質問項目を盛り込み、児童の意識調査の結果から、学級や学校の課題を明らかにし、いじめの防止等のための取組の改善を図っていきます。

3 保護者や地域への働きかけ

- ・保護者や地域に対して、子どもの様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に連絡いただけるよう、PTAや地域の会合等でお願ひしていきます。
- ・日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期に対応していきます。
- ・学校の「いじめ対策委員会」（常設する組織）には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求めて対応することがあります。

第4 早期発見

早期発見には、「いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで起こり、潜在化されやすいこと」を認識し、教職員が児童のわずかな変化（ちょっとした違和感）に気付くことが重要です。児童の変化に気付かずにいじめを見過ごしたり、せっかく気付いたのに見逃したり、相談を受けながら対応を先延ばしにしたりすることは、絶対に避けなければなりません。

1 「いじめは見えにくい」の視点に立って

○ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所を選んで行われている

- ・ 無視やメールなど、客観的には状況を把握しにくい形態で行われています。
- ・ 遊びやふざけ合いのような形態、被害者なのに加害者と仲の良い仲間の一員のような形態などがあります。

○ いじめられている本人からの訴えは少ない

いじめられている子どもには、① 親に心配をかけたくない、② いじめられている自分はダメな人間だ、③ 訴えても大人は信用できない、④ 訴えたらその仕返しが怖い、などといった心理が働きます。

○ ネット上のいじめは最も見えにくい

ネット上でいじめにあっている兆候は、学校ではほとんど把握できません。家庭で「メール等の着信があっても出ようとしない」「最近スマホや携帯電話を操作する時間が急激に減った」などの兆候があれば、いじめにあっている可能性があります。いじめが疑われる場合は、即座に学校へ連絡するようお願いします。

以上のことを認識し、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを積極的に認知する必要があります。

2 早期発見のための手立て

今まで当たり前のように、あるいは何気なく行ってきたことを、いじめの早期発見のための手立てとして、意識的に行い、積極的に活用していきます。

○ 日々の観察

- 登校後の朝の時間や休み時間、昼休み等、子どもたちと同じ空間にいる時間を増やすことを心がけます。
- 「いじめ発見のチェックポイント」を活用していきます。

○ 日記や個人ノートなど

- 日記や個人ノートなどでのコメントのやりとりを通して、担任と児童の信頼関係をつくっていくことができます。
- 気になる内容に関しては、教職員間で情報を共有し、その日のうちに教育相談や

家庭訪問等を実施するなど迅速な対応を心がけていきます。

㉓ 教育相談

- 児童を対象にした教育相談を、年2回以上実施します。
- 教育相談を行う際、事前に記入してもらったアンケートを活用していきます。

㉔ アンケート

- いじめに関するアンケート（児童対象）を計画的に年3回以上実施し、現状把握に努めていきます。
- いじめやいじめの疑いがある場合等は、臨時のアンケートを行うこともあります。
- 行事等の前に、学級の課題や雰囲気を知るアンケートを無記名式で実施し、児童の本音を聞いてみることも一つの方法です。結果を児童に伝える場合は、単に結果のみを伝えるのではなく、先生の思いや心配していることをしっかりと伝える必要があります。ただし、どんな機会に、どんな形で伝えることが、児童にとってよいのかは慎重に判断していきます。

3 相談しやすい環境づくり

日常生活の中で教職員が声かけを行うなど、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくっていきます。

相談の際、「おおごとにしたくはないので、相手には伝えなくていい。」「見守ってくれるだけでいい。」という言葉をつけ加える児童や保護者は少なくありません。しかし、そういう言葉が付いている時ほど、「やっと相談できた」という思いがこもっているものです。忙しさのあまり、そっけない態度で対応してしまった、「後で話を聞くね。」と言って対応せずに終わってしまった等は絶対にないようにしていきます。

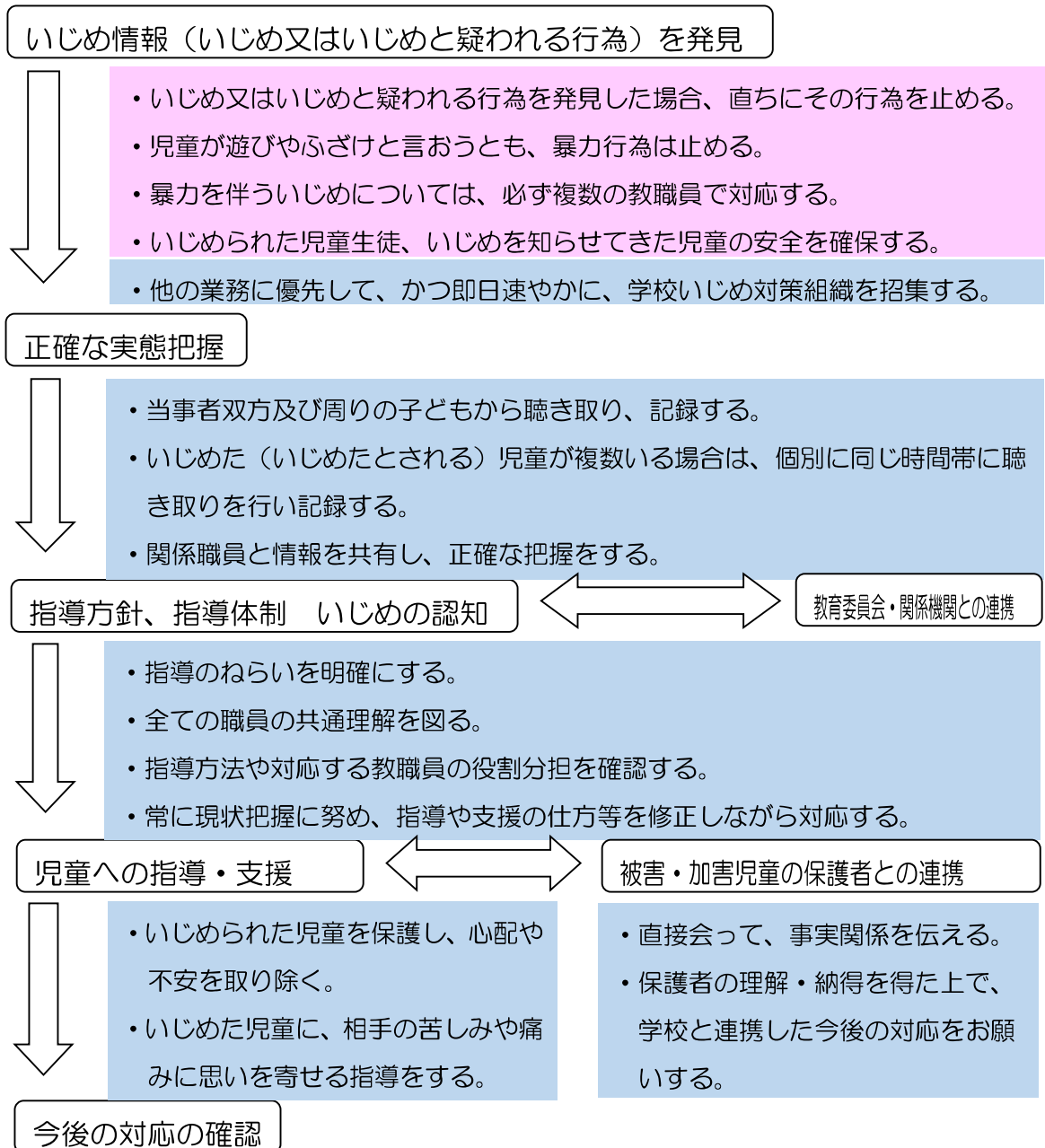
学校だよりや各月の行事予定表にSCの訪問日を記載するなど、SCの存在を児童や保護者に積極的に周知していきます。

廊下やオープンスペースにいじめについて相談できる窓口等を掲載したリーフレット（「ひとりでなやまないで～なやみ相談窓口～」）を置くなど、児童が気軽に相談窓口を知ることができるようにしておきます。

第5 早期対応

いじめと疑われる行為であっても、はっきりといじめではないと判断されるまで、いじめがあった場合と同様の対応を行います。学校いじめ対策組織で決められた手順に沿って、迅速かつ丁寧な対応を行っていきます。

1 いじめ対応（当日）の基本的な流れ



2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- いじめられている児童・いじめの情報を伝えた児童の安全確保
- いじめられていると相談に来た児童や、いじめの情報を伝えに来た児童から話を聴

く場合は、他の児童たちの目に触れないよう、時間、場所等を配慮し、慎重に行います。また、事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う必要があります。

- 状況に応じて、いじめられている児童やいじめ情報を伝えた児童を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備します。
- ◎ 事実確認と情報の共有
 - いじめの事実確認については、いじめの行為をするに至った経過や心情等を行われている児童から聴き取るとともに周囲の児童など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握します。なお、保護者対応は複数の教職員であたり、事実に基づいて丁寧に行います。
 - 短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行います。

把握すべき情報（5W1H）

- ◆ **誰が誰をいじめているのか？〈加害者と被害者の確認〉**
- ◆ **いつ、どこで起こったのか？〈時間と場所の確認〉**
- ◆ **どんな内容のいじめか？どんな被害をうけたのか？〈内容〉**
- ◆ **いじめをしてしまった動機は何か？〈要因〉**
- ◆ **いじめのきっかけは何か？〈背景〉**
- ◆ **いつ頃から、どのくらい続いているのか？〈期間〉**

3 いじめが起きた場合の対応

- ◎ いじめられた児童と保護者への支援

＜児童への支援＞

- ア 本人の気持ちを受入れ、共感することで心の安定を図ります。
- イ 「最後まであなたを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 事実確認をするとともに、安心して翌日からの学校生活を送れるよう、今不安に思っていること（いじめた児童との距離感等）を十分に聴き、安全の確保を約束します。
- エ 「あなたが悪いわけではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるよう配慮します。
- オ その日のうちに保護者に連絡することを伝え、状況によっては、保護者に直接引き渡すような対応をします。
- ※ 心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症が考えられる場合、心のケアを丁寧に行う。

<保護者への支援>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 「最後までお子さんを守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝えます。
- ウ 学校の方針を伝え、今後の対応について説明し、理解を得るようにします。その際、5日間程度の支援策（誰が、誰に、いつまでに、何をするか）を具体的に提示します。
- エ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- オ 学校は、今後も継続して家庭と連絡を取り合い、解消へ向けて取り組んでいくこと、家庭では、子どもの変化に注意してもらい、どんな小さなことでも学校に相談するよう伝えます。
- カ 聴き取り調査やアンケート等で新たに分かった情報を適切に保護者に伝えます。

⑥ いじめた児童への指導・支援とその保護者への対応

<児童への指導・支援>

- ア 事実関係を確認するための聴き取りを行います。複数の児童が関係している場合には、個別に同じ時間に聴き取りを行います。
- イ 頭ごなしに叱ることは避け、不満や不安がある場合にはしっかり聴く中で、いじめられた側の気持ちを理解させるとともに、「いじめは人として決して許されない行為」であることをじっくりと理解させていきます。
- ウ 児童が抱える問題など、いじめに至る心理的な背景にも目を向けながら、粘り強い指導を行う中で、自らの行為の責任について自覚させます。
- エ その日のうちに保護者にも連絡することを伝えるとともに、状況によって、保護者に直接引き渡すような対応をします。
- オ 指導後も、引き続き状況の確認を行い、必要な支援を行います。場合によっては、ケース会議を開催し、支援方法等を検討していくことも必要です。

<保護者への対応>

- ア その日のうちに、家庭訪問等で直接保護者に会って事実関係を伝えます。
- イ 事実に対する理解を得た上で、今後の対応について説明します。（いじめた児童への謝罪、解消に向けての具体的な取組等）
- ウ 事態の改善、解消に向けて、学校と連携して今後の対応を適切に行えるよう、協力を求めます。
- エ その後の学校での状況等を随時保護者に報告します。また、保護者への助言を継続的に行います。

⑦ 周りの子どもたちに対して

- ア 複数の教職員の体制の中で、担任等の思いを伝える場を設けます。

- イ いじめを見て見ぬふりをすることや傍観していることも、いじめを肯定していることになることを理解させます。また、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつことの大切さを伝えます。
- ウ いじめをはやしたてるなど同調している人は、いじめに加担している行為であることを理解させます。
- エ 「いじめられている側にも問題がある」という考え方は間違いであることを理解させ、いじめられている児童の気持ちや立場を考えさせます。
- オ いじめを自分の問題として捉えさせます。

第6 ネット上のいじめへの対応

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める必要があります。

ネット上のいじめへの対応についても未然防止、早期発見・早期対応への取組を保護者、関係機関と連携して行っていくことが重要です。

1 ネット上のいじめとは

スマートフォン・携帯電話やパソコン等を利用して、特定の児童の悪口や誹謗中傷等をWebサイトの掲示板などに書き込む、メールを送る、SNS等（無料通話アプリ等）に書き込む、動画共有サイトに投稿するなどの方法により、いじめを行うもの。

※SNS・・・「ソーシャルネットワーキングサービス」の略。

⇒無料通話アプリのグループトークで生じるいじめには、次のようなものがあげられます。

- ・特定の子に対し、その子の発言だけを無視する。
- ・その子にとって不快な写真や動画をグループで共有する。
- ・その子以外とグループを作り悪口を言う。
- ・その子を突然グループから外す。

グループトークで生じるいじめは、メンバーでなければ会話の内容を読むことができないため、発見が遅れがちになります。そのため、保護者が日々の様子や会話から子どもの変化に気付くこと、これが早期発見・早期対応につながります。

2 未然防止

学校での情報モラルの指導だけでは限界があります。保護者と緊密に連携・協力し、学校と家庭で指導していくことが必要です。

①学校での情報モラル指導

- 学級活動、道徳科、総合的な学習の時間、各教科等の年間計画に、情報モラル教育を位置づけ、その充実を図っていきます。
- スマートフォン・携帯電話等のインターネット接続機器の利便性と危険性、トラブル事例やその処理方法を知る講座などを開催する場合があります。
- 児童会が主体となって、スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等のルールづくりをするための取組を行う場合があります。

※年度末に、一年の取組を報告書として、学校教育課に提出します。

②保護者会等を通して伝えていきたいこと

<未然防止の視点から>

- 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に子どもたちに深刻な影響を与える

こと。

- 子どもが利用するスマートフォンや携帯電話等にはフィルタリングを上手に活用すること。

※フィルタリングに関する法律が平成 29 年 6 月に改正され、店側の義務が設けられました。

<新規契約または機種変更等する場合>

店側の義務として

- ①契約締結者、携帯電話端末の利用者が 18 歳未満か確認する。
- ②青少年有害情報を閲覧する恐れ、フィルタリングの必要性・内容を保護者または青少年に説明する。
- ③携帯電話端末等について、販売時にフィルタリングを使えるようにする。

<既にスマートフォンを利用している場合>

携帯電話会社が提供するフィルタリング名称が「あんしんフィルター」とされ、わかりやすく、簡単に活用できるものになった。

- インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口に立っている」という認識や知らぬ間に利用者の個人情報が流出するといった、スマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているということ。

- 子どもの発達段階や日常生活に見合ったスマートフォン・携帯電話やパソコン等使い方を家庭で考えてもらいたいこと。そのために、子どもが納得できるルールを決め、ルールが守れなかったときのための対応も話し合うこと。

<早期発見の観点から>

- 家庭では、メールを見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気付いたら、躊躇なく問いかけ、場合によっては、学校へ相談すること。

3 早期発見・早期対応

ネット上のいじめを発見した場合、①誹謗・中傷を書き込むことは、「いじめ」であり、決して許されない行為であること、②匿名で書き込みができるが、書き込みを行った個人は必ず特定されること、③書き込みが悪質な場合は、犯罪となり、警察に検挙されること、をいじめた児童及び保護者にしっかりと伝えます。

①事実を把握する

- ア 被害にあった児童や関係している児童から詳細を聴き取り、事実を確認します。
- イ 児童が心当たりのない画像や動画が勝手に Web 上に掲載されているなどの情報が入った場合は、情報教育指導員等の協力を得て、掲載情報を確認します。
- ウ 書き込まれた情報を確認した場合は、スクリーンショット等で画像を保存・印

刷します。動画等の場合は、デジタルカメラで撮影をします。

エ 被害にあった児童と書き込み等を行った児童の保護者に直接書き込みの内容、画像等を見てもらい、事実を確認します。

⑥ 書き込み削除を迅速に行う

ア 書き込み等を行った児童が書き込み内容を削除したことを保護者に確認してもらいます。

イ 当事者による削除ができない場合は、サイトの管理者に削除依頼をします。

ウ ア・イの方法でも削除されない場合、警察又は法務局等に相談します。

第7 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断します。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定します。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要があります。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければなりません。

「いじめの防止等のための基本的な方針」平成25年10月11日文科科学大臣決定（最終改定 平成29年3月14日）